

第5章 子ども・子育て支援事業の推進 （子ども・子育て支援事業計画）



1 計画期間の人口推計

計画期間（令和元年度～令和6年度）における総人口及び児童人口の推計を行いました。推計結果は以下のとおりとなっています。

計画期間の推計総人口

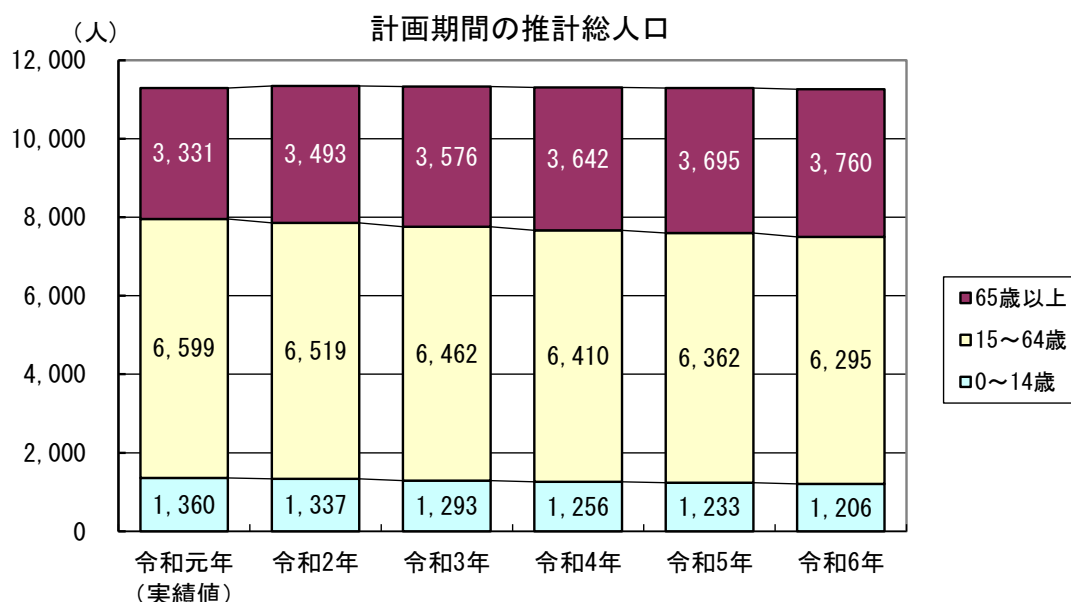
	令和元年 (実績値)	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0～14歳	1,360人	1,337人	1,293人	1,256人	1,233人	1,206人
15～64歳	6,599人	6,519人	6,462人	6,410人	6,362人	6,295人
65歳以上	3,331人	3,493人	3,576人	3,642人	3,695人	3,760人
合計	11,290人	11,349人	11,331人	11,308人	11,290人	11,261人

※各年4月1日推計

※推計値には住民基本台帳（4月1日現在）の数値を使用

※1年ごと1歳別のコーホート変化率法を使用

※コーホート変化率法：同年（又は同期間）に出生した集団の過去の変化率が将来も続くものと仮定して、その率を基準年の人口に乗じて将来の人口を求める手法



計画期間の推計児童人口

	令和元年 (実績値)	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳児	72人	67人	65人	68人	68人	67人
1歳児	88人	72人	67人	65人	68人	68人
2歳児	79人	88人	72人	67人	65人	68人
3歳児	84人	79人	88人	72人	67人	65人
4歳児	91人	84人	79人	88人	72人	67人
5歳児	88人	91人	84人	79人	88人	72人
0～5歳児 計	502人	481人	455人	439人	428人	407人
6歳児(小1)	70人	88人	91人	84人	79人	88人
7歳児(小2)	96人	70人	88人	91人	84人	79人
8歳児(小3)	101人	96人	70人	88人	91人	84人
9歳児(小4)	102人	101人	96人	70人	88人	91人
10歳児(小5)	94人	102人	101人	96人	70人	88人
11歳児(小6)	91人	94人	102人	101人	96人	70人
6～11歳児 計	554人	551人	548人	530人	508人	500人
12歳児(中1)	105人	91人	94人	102人	101人	96人
13歳児(中2)	109人	105人	91人	94人	102人	101人
14歳児(中3)	90人	109人	105人	91人	94人	102人
15歳児	107人	90人	109人	105人	91人	94人
16歳児	116人	107人	90人	109人	105人	91人
17歳児	94人	116人	107人	90人	109人	105人
12～17歳児 計	621人	618人	596人	591人	602人	589人
合計	1,677人	1,650人	1,599人	1,560人	1,538人	1,496人

※各年4月1日推計

※推計値には住民基本台帳（4月1日現在）の数値を使用

※1年ごと1歳別のコーホート変化率法を使用

2 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法の規定に基づいて、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供に当たって、「教育・保育提供区域」を設定することになります。この提供区域は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を「教育・保育提供区域」として設定するものとされています。

子ども・子育て支援事業計画では、「教育・保育提供区域」ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方を記載することとなっています。

本町における「教育・保育提供区域」については、行政面積が狭く、中学校区及び幼児期の教育・保育施設「明和こども園（認定こども園）」の利用が町内全域を対象としていることなどを勘案して、町内全域を1つの区域として設定します。

3 量の見込みと確保方策

(1) 全国共通で「量の見込み」を算出する事業

全国共通で、市町村子ども・子育て支援事業計画で定める「教育・保育提供区域」ごとに各計画年度における「量の見込み」の算出を行う事業は、以下のとおりです。

※量の見込み：本町の現在の利用状況と、各事業の潜在的な利用ニーズをもとに推計した各計画年度における需要量の見込みを表しています。各事業の潜在的な利用ニーズについては、平成26年1月に実施した「明和町子育て支援に関するニーズ調査」を基礎データとして、利用意向を集計して算出しました。

※確保方策：本町の現在の利用状況と、今後の整備計画をもとに各事業の提供量を算出しました。量の見込みを確保するための各事業の利用可能人数や確保方法を表しています。

全国共通で「量の見込み」を算出する事業

事業名	認定区分	対象者
教育標準時間認定（認定こども園及び幼稚園）	1号	3～5歳児
保育認定（幼稚園）	2号	3～5歳児
保育認定（認定こども園及び保育園）		3～5歳児
保育認定（認定こども園及び保育園＋地域型保育）	3号	0歳児 1・2歳児
時間外保育事業		0～5歳児
放課後児童健全育成事業（学童保育所）		1～3年生 4～6年生
子育て短期支援事業 （ショートステイ・トワイライトステイ）		0～18歳
地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター等）		0～2歳児
一時預かり事業 ・幼稚園における在園児を対象とした一時預かり ・その他		3～5歳児 0～5歳児
病児保育事業		0～5歳児 1～6年生
子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）		0～5歳児 1～3年生 4～6年生
利用者支援事業		0～5歳児 1～6年生
妊婦健康診査		妊婦
乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業		0歳児と その保護者

※ 保育の認定区分は以下のとおり

1号：満3歳以上の教育を希望する（保育の必要性がない）就学前の子ども

2号：満3歳以上の保育を必要とする就学前の子ども

3号：満3歳未満の保育を必要とする就学前の子ども

※ 地域型保育事業：幼稚園、保育園、認定こども園より少人数の単位で、3号認定の子どもを保育する事業。小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業の4種類に分類される。

(2) 教育・保育施設及び地域型保育事業の量の見込みと確保方策

本町の教育・保育施設及び地域型保育事業は、認定こども園「明和こども園」1園で実施しています。幼保連携型認定こども園として、幼稚園と保育所の機能を備えています。

入園の希望に対しては充足し、待機児童ゼロを維持しています。保護者の希望や就労状況により他市町村の施設を希望する場合は、広域入所により受け入れの委託等を行っています。

本事業における各計画年度の量の見込み及び確保方策は、以下のとおりです。

教育・保育施設及び地域型保育事業の量の見込み、確保方策

※量の見込み：利用実人数

	年齢		3～5歳		1、2歳	0歳
	認定		1号	2号	3号	
令和2年	量の見込み ①		165人	89人	73人	9人
	確保方策	特定教育・保育施設	170人	95人	80人	15人
		確認を受けない幼稚園	0人			
		特定地域型保育事業		0人	0人	0人
		企業主導型保育施設の地域枠		0人	0人	0人
		認可外保育施設		0人	0人	0人
	過不足 ②-①		5人	6人	7人	6人
令和3年	量の見込み ①		163人	88人	75人	7人
	確保方策	特定教育・保育施設	170人	95人	80人	15人
		確認を受けない幼稚園	0人			
		特定地域型保育事業		0人	0人	0人
		企業主導型保育施設の地域枠		0人	0人	0人
		認可外保育施設		0人	0人	0人
	過不足 ②-①		7人	7人	5人	8人

	年齢		3～5歳		1、2歳	0歳
	認定		1号	2号	3号	
令和4年	量の見込み ①		157人	82人	74人	10人
	確保 方策	特定教育・保育施設	170人	95人	80人	15人
		確認を受けない幼稚園	0人			
		特定地域型保育事業		0人	0人	0人
		企業主導型保育施設の地域枠		0人	0人	0人
		認可外保育施設		0人	0人	0人
	過不足 ②-①		13人	13人	6人	5人
令和5年	量の見込み ①		158人	83人	76人	10人
	確保 方策	特定教育・保育施設	170人	95人	80人	15人
		確認を受けない幼稚園	0人			
		特定地域型保育事業		0人	0人	0人
		企業主導型保育施設の地域枠		0人	0人	0人
		認可外保育施設		0人	0人	0人
	過不足 ②-①		12人	12人	4人	5人
令和6年	量の見込み ①		151人	78人	75人	9人
	確保 方策	特定教育・保育施設	170人	95人	80人	15人
		確認を受けない幼稚園	0人			
		特定地域型保育事業		0人	0人	0人
		企業主導型保育施設の地域枠		0人	0人	0人
		認可外保育施設		0人	0人	0人
	過不足 ②-①		19人	19人	5人	6人

■確保方策（今後の方向性）

- ・明和こども園の利用定員により、量の見込みを確保できる予定です。
- ・0歳児の利用定員の確保については、定員の弾力化により対応します。
- ・保護者の希望や就労状況により他市町村の教育・保育施設等を希望する場合は、広域調整により対応します。
- ・職員の確保に努めるとともに、保育教諭の資格取得を促進します。
- ・教育・保育の質を保つために、職員の処遇改善に努めます。
- ・利用希望状況の変動に応じて、定員の確保に向けた施設整備の検討・支援を行います。
- ・地域型保育事業は、事業者からの申請にもとづき設置を検討します。

(3) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

① 利用者支援事業（子育て世代包括支援センター）

利用者支援事業とは、子どもや保護者の身近な場所で、地域の子育て支援事業等の利用について情報収集を行うとともに、それらの利用に当たっての相談に応じ、必要な助言を行い、関係機関等との連絡調整等を実施する事業です。

本町では、現在健康づくり課内に子育て世代包括支援センターを開設しております。ここでは妊娠届の受理をはじめ、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援のため、情報提供や相談・支援・助言等を行っています。

利用者支援事業における各計画年度の量の見込み及び確保方策は、以下のとおりです。

利用者支援事業の量の見込み、確保方策 ※量の見込み：か所数

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	基本型・特定型	—	—	—	—	—
	母子保健型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保方策	基本型・特定型	—	—	—	—	—
	母子保健型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
過不足 ②-①	基本型・特定型	—	—	—	—	—
	母子保健型	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所

■確保方策（今後の方向性）

- ・引き続き、担当課窓口において、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供や相談・助言等を実施していきます。
- ・産後の心身の不調や産後うつ等を防ぐため、母子への心身のケアや育児サポート等を実施する産後ケア事業（医療機関委託）を充実し、産後も安心して子育てができるための支援をしていきます。

② 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター等）

地域子育て支援拠点事業とは、家庭や地域における子育て機能の低下や、子育て中の親の孤独感や負担感の増大等に対応するため、地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を行う事業です。

本町では、現在、明和こども園内・ふれあいセンタースズカケ内・ふれあいセンターポプラ内の計3カ所に地域子育て支援センターを開設しています。

地域子育て支援拠点事業における各計画年度の量の見込み及び確保方策は、以下のとおりです。

地域子育て支援拠点事業の量の見込み、確保方策

※量の見込み：月当たり延べ利用回数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (延べ回数)	1,110回	1,040回	1,025回	1,030回	1,035回
確保方策	3カ所	3カ所	3カ所	3カ所	3カ所

■確保方策（今後の方向性）

- ・引き続き、子育て中の親が気軽に子育て相談をしたり、親同士で交流したり、子育てに関する情報を得たりできる場として機能の充実を図っていきます。
- ・地域子育て支援拠点施設での利用者支援事業の実施についても、検討していきます。
- ・利用者の増加を図るため、積極的に広報活動を行います。

③ 妊婦健康診査

妊婦健康診査とは、妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

本町では、母子健康手帳の交付の際に、14回分の「妊婦一般健康診査受診票」を交付しています。このほか、産後うつや新生児への虐待予防等を図るため、産婦健康診査受診票も同時交付しています。

妊婦健康診査における各計画年度の量の見込み及び確保方策は、以下のとおりとなります。

妊婦健康診査の見込み量、確保方策

※量の見込み：年間延べ回数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (延べ回数)	950回	940回	960回	960回	950回
確保方策	国が定める基本的な妊婦健康診査を通年実施				

■確保方策（今後の方向性）

- ・引き続き、妊産婦に対する健康診査を実施していきます。
- ・母子健康手帳交付時に受診票を渡すことで周知を図り、利用促進していきます。

④ 乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業とは、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

本町では、保健師や母子保健推進員による居宅訪問で対応しています。

乳児家庭全戸訪問事業における各計画年度の量の見込み及び確保方策は、以下のとおりです。

乳児家庭全戸訪問の見込み量、確保方策

※量の見込み：実人数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	80人	76人	82人	82人	80人
確保方策	保健師、母子保健推進員による訪問を実施				

■確保方策（今後の方向性）

- ・引き続き、保健師や母子保健推進員の訪問による乳児家庭全戸訪問事業を実施していきます。

⑤ 養育支援訪問事業

養育支援訪問事業とは、ハイリスク妊婦や乳児家庭全戸訪問事業などにより、把握された保護者の養育を支援することが特に必要と判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する相談支援や育児・家事援助などを行う事業です。

本町でも、乳児家庭全戸訪問事業等により子育てに対して不安や孤独感を抱える家庭又は虐待の恐れやリスクを抱える家庭を把握し、保健師等が訪問・相談指導を行っています。

養育支援訪問事業における各計画年度の量の見込み及び確保方策は、以下のとおりです。

養育支援訪問事業の見込み量、確保方策

※量の見込み：実人数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	15人	13人	16人	16人	15人
確保方策	保健師等による訪問を実施				

■確保方策（今後の方向性）

- ・引き続き、保健師等の訪問による養育支援訪問事業を実施していきます。
- ・医療機関その他等関係機関・団体と連携して養育支援が必要な家庭の把握に努め、事業の利用につなげていきます。

⑥ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施する事業です。本町においても、関係機関等の連携により要保護児童対策地域協議会を設置し、児童虐待を始めとする支援を必要とする児童について対応を協議し、対策を行っています。

本事業における各計画年度の量の見込み及び確保方策は、以下のとおりです。

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業の実施

※量の見込み：実施の有無

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施予定	—	—	—	—	—
確保方策	研修会の実施などを計画				

■確保方策（今後の方向性）

- ・引き続き、子どもの安全や健やかな成長が脅かされる児童虐待の早期発見・早期対応を図るため、要保護児童対策地域協議会の事業を推進していきます。
- ・「子ども家庭総合支援拠点」を整備し、保健・教育・保育などの関係機関との連携強化を図っていきます。
- ・機能強化事業の実施については、研修会の実施などを必要に応じて計画していきます。

⑦ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

子育て短期支援事業とは、ひとり親家庭等が安心して子育てをしながら働くことができる環境を整備するため、一定の理由により児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童を児童養護施設等で預かる短期入所生活援助（ショートステイ）事業です。

現在、本町では実施していません。

子育て短期支援事業（ショートステイ）における各計画年度の量の見込み及び確保方策は、以下のとおりです

子育て短期支援事業（ショートステイ）の量の見込み、確保方策

※量の見込み：年間延べ利用人数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み① （延べ人数）	—	—	—	—	—
確保方策②	他市町村への委託を検討				
過不足②-①	—	—	—	—	—

■確保方策（今後の方向性）

- ・他市町村で実施している施設への委託を検討していきます。

⑧ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（就学後児童）

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）とは、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

現在、本町では実施していません。

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（就学後児童）における各計画年度の量の見込み及び確保方策は、以下のとおりです。

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
（就学後児童）の量の見込み、確保方策

就学後児童

※量の見込み：年間延べ利用人数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み① （延べ人数）	—	—	—	—	—
確保方策②	広域的な実施を検討				
過不足②-①	—	—	—	—	—

■確保方策（今後の方向性）

- ・潜在的な利用希望は、多いと思われます。本町の人口規模から考えると、町単独での事業実施では会員登録が低調になると考えられるので、広域的な実施が可能か近隣市町と協議のうえ、実施の検討をしていきます。

⑨ 一時預かり事業

一時預かり事業とは、家庭において一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児について、保育所、幼稚園その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

本町では、明和こども園において、短時間保育児を対象とした預かり保育事業（幼稚園等在園児を対象とした一時預かり事業）と一時預かり保育事業（就学前児童を対象とした一時預かり事業等）を実施しています。

就学前児童を対象とした一時預かり事業等とは、緊急一時保育事業（本町の就学前児童を対象とした一時預かり事業が該当）、就学前児童を対象とした子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業（病児・緊急対応強化事業を除く））、子育て短期支援事業（トワイライトステイ＝夜間養護等事業）の3事業を指し、家庭での保育が一時的に困難となった児童を対象に、一時的に児童を預かる事業です。

本町では、現在、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業（病児・緊急対応強化事業を除く））及び子育て短期支援事業（トワイライトステイ）は実施していません。

本事業における各計画年度の量の見込み及び確保方策は、以下のとおりです。

幼稚園等在園児を対象とした一時預かり事業の量の見込み、確保方策

※量の見込み：年間延べ利用人数

	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	1号認定	2号認定	1号認定	2号認定	1号認定	2号認定
量の見込み① (延べ人数)	1200人	—	1200人	—	1150人	—
確保方策②	1200人		1200人		1150人	
過不足②-①	0人		0人		0人	
	令和5年度		令和6年度			
	1号認定	2号認定	1号認定	2号認定		
量の見込み① (延べ人数)	1100人	—	1000人	—		
確保方策②	1100人		1000人			
過不足②-①	0人		0人			

■確保方策（今後の方向性）

- ・引き続き、明和こども園で、幼稚園等在園児を対象とした一時預かり事業を実施していきます。
- ・就業形態の多様化に伴い、ニーズも高いので、制度のさらなる充実や人材確保研修等への参加等により、保育の質の向上に努めます。

就学前児童を対象とした一時預かり事業等の量の見込み、確保方策

※量の見込み：年間延べ利用人数

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①（延べ人数）		30人	25人	25人	20人	20人
確保方策	緊急一時保育事業	30人	25人	25人	20人	20人
	子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業（病児・緊急対応強化事業を除く））	—	—	—	—	—
		広域的な実施を検討				
	子育て短期支援事業 （トワイライトステイ）	—	—	—	—	—
	他市町村への委託を検討					
確保合計②		30人	25人	25人	20人	20人
過不足②-①		0	0	0	0	0

■確保方策（今後の方向性）

- ・緊急一時保育事業については、引き続き、明和こども園で実施していきます。
- ・就学前児童を対象とした子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業（病児・緊急対応強化事業を除く））については、本町の人口規模から考えると、町単独での事業実施では会員登録が低調になると考えられるので、広域的な実施が可能か近隣市町と協議のうえ、実施の検討をしていきます。
- ・子育て短期支援事業（トワイライトステイ）については、他市町村で実施している施設への委託を検討していきます。

⑩ 延長保育事業（時間外保育）

延長保育事業とは、保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で引き続き保育を実施する事業です。

本町の明和こども園においては、現在、朝 7 時 30 分から夕方 18 時 30 分まで保育標準時間（11 時間）での受け入れを行っていますが、保育標準時間を超える延長保育事業は実施しておりません。

延長保育事業における各計画年度の量の見込み及び確保方策は、以下のとおりです。

延長保育事業の量の見込み、確保方策

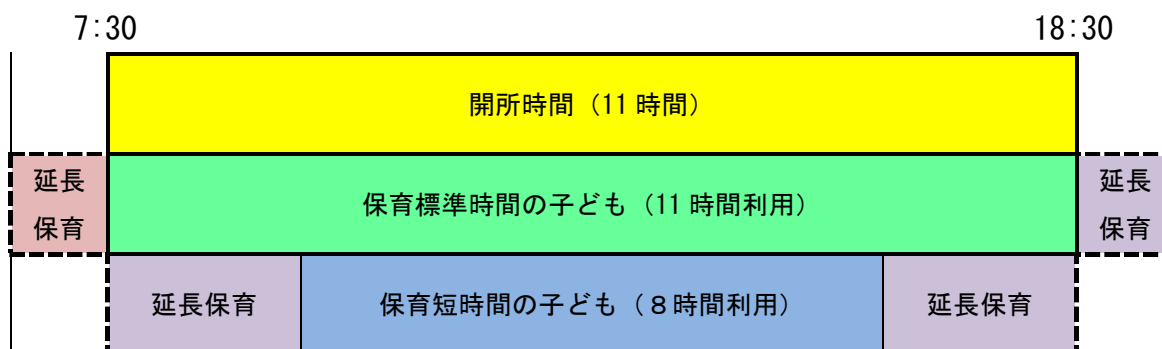
※量の見込み：実人数

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み①	160人	160人	162人	165人	165人
確保方策②	160人	160人	162人	165人	165人
過不足②-①	0人	0人	0人	0人	0人

■確保方策（今後の方向性）

- ・明和こども園では、子ども・子育て支援新制度の施行により保育短時間（8時間）の認定を受ける子どもに対しては、必要に応じて、保育標準時間（11時間）内での受け入れを継続して実施します。
- ・また、保育標準時間（11時間）を超える延長保育については、保護者の就労形態の多様化に対応するため、利用希望を十分に把握したうえで、事業実施の有無を検討していきます。

延長保育事業のイメージ



⑪ 病児保育事業

病児保育事業とは、病気又は病気の回復期にあり、集団での保育が困難な児童について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。また、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業（病児・緊急対応強化事業））での対応も含まれます。

病児保育事業については、本町では、館林市へ委託し、館林市外4町による病児保育事業（病児対応型・病後児対応型）を実施しています。また、明和こども園では、保育中に体調不良となった児童を看護師が緊急的な対応をとる体調不良児対応型を実施しています。子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業（病児・緊急対応強化事業））は実施していません。

本事業における各計画年度の量の見込み及び確保方策は、以下のとおりです。

病児保育事業の量の見込み、確保方策

※量の見込み：年間延べ利用人数

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①（延べ人数）		30人	31人	32人	31人	30人
確保方策	病児・病後児保育事業	30人	31人	32人	31人	30人
	子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業（病児緊急対応強化事業））	—	—	—	—	—
	広域的な実施を検討					
確保合計②		30人	31人	32人	31人	30人
過不足②-①		0人	0人	0人	0人	0人

■確保方策（今後の方向性）

- ・病児保育事業（病児対応型・病後児対応型）については、引き続き、広域により実施していきます。利用登録者数を増やすために、さらに積極的に周知を図っていきます。
- ・明和こども園では、引き続き、病児・病後児保育事業（体調不良児対応型）を実施していきます。
- ・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業（病児・緊急対応強化事業））については、本町の人口規模から考えると、

町単独での事業実施では会員登録が低調になると考えられるので、広域的な実施が可能か近隣市町と協議のうえ、実施の検討をしていきます。

⑫ 放課後児童健全育成事業（学童保育所）

放課後児童健全育成事業とは、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等において適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

本町の放課後児童健全育成事業の現状は、各小学校区にあるふれあいセンター内に公設民営（指定管理者）による専用施設の学童保育所2か所を実施しています。

また、放課後児童対策として、各小学校内において2か所の「放課後子ども教室」事業を開設しています。放課後子ども総合プランに基づき、放課後児童健全育成事業（学童保育所）と放課後子ども教室の一体的な実施が求められています。

放課後児童健全育成事業（学童保育所）及び放課後子ども教室における各計画年度の量の見込み及び確保方策は、以下のとおりです。

放課後児童健全育成事業（学童保育所）の量の見込み、確保方策

※量の見込み：実人数

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	合計	203人	190人	198人	207人	199人
	1年生	49人	37人	46人	48人	44人
	2年生	46人	44人	44人	52人	41人
	3年生	47人	46人	44人	44人	52人
	4年生	31人	33人	33人	31人	31人
	5年生	17人	18人	19人	19人	18人
	6年生	13人	12人	12人	13人	13人
確保政策②	登録児童数	200人	200人	200人	200人	200人
	うち放課後子ども教室と一体的に実施	200人	200人	200人	200人	200人
	うち放課後子ども教室と連携して実施	—	—	—	—	—
過不足（②-①）	▲3人	10人	2人	▲7人	1人	

放課後子ども教室の量の見込み、確保方策

※量の見込み：か所数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（か所数）	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
確保方策（整備数）	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
うち放課後児童健全育成事業と一体的に実施	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
うち放課後児童健全育成事業と連携して実施	—	—	—	—	—

■確保方策（今後の方向性）

- ・学童保育所の指定管理者はこれまで保護者会による運営でしたが、平成29年度より社会福祉法人明和町社会福祉協議会が運営を実施しています。
- ・放課後子ども総合プランに基づき、放課後児童健全育成事業（学童保育所）と放課後子ども教室の一体的な実施を目指して実施に向け検討します。
- ・運営のためのガイドラインの提示など学童保育所の質の向上に努めます。

⑬ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

認定こども園や幼稚園・保育所等の保育料については、国が定める公定価格をもとに市町村が利用者負担を設定しますが、施設によっては実費徴収などの上乗せ徴収を行うことがあります。（各施設が特色を持った教育・保育事業を提供しやすいように徴収するものです。）

本町では、実費負担の部分について、低所得者の負担軽減を図るため、その補助を検討していきます。

実費徴収に係る補足給付を行う事業の実施

※量の見込み：実人数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施予定①	1人	1人	1人	1人	1人
確保方策②	1人	1人	1人	1人	1人
過不足②-①	0人	0人	0人	0人	0人

■確保方策（今後の方向性）

・年収360万円未満相当世帯の子どもを対象に新制度に移行していない幼稚園に対して、保護者が支払うべき副食費の助成を実施していきます。今後も引き続き、副食費の実費負担に対する助成を行うことで、年収360万円未満相当世帯の経済的な負担軽減を図って行く必要があります。

⑭ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

新規参入事業者に対する相談・助言等巡回支援や、私学助成（幼稚園特別支援教育経費）や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進するための事業です。

子ども・子育て支援新制度の円滑な施行のためには、多様な事業者の能力を活用しながら、認定こども園や保育所、小規模保育などの設置を促進していく必要があります。

その一方で、新たに開設された施設や事業が安定的かつ継続的に事業を運営し、保護者や地域住民との信頼関係を構築していくためには一定の時間が必要であることから、新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう、実施支援、相談・助言、小規模保育事業等の連携施設のあっせんなどを実施するものです。

教育・保育の利用希望に対して供給が不足する場合など利用需要の状況に応じて、事業を検討する必要があります。

多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業の実施

※量の見込み：実施の有無

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施予定	—	—	—	—	—
確保方策	事業者の参入動向により対応を検討				

■確保方策（今後の方向性）

・新規施設事業者の参入の動向により、対応を講じていきます。

